

相模川流域下水道の維持管理について

(令和4年度～令和7年度)

検討結果報告書

令和4年1月14日

相模川流域下水道事業連絡協議会

経営専門分科会

相模川流域下水道事業連絡協議会経営専門分科会
「相模川流域下水道の維持管理について」検討結果報告

相模川流域下水道は、水質保全と周辺地域の生活環境の改善を図るため、昭和44年に事業着手し、昭和48年に右岸処理場で、昭和52年に左岸処理場で供用を開始し、その後も鋭意事業の推進に努めてきました。

この間、維持管理にあたっては、業務量の増大や処理場周辺の環境対策など様々な課題に対処するため、県及び関連市町がともに協力し取り組んでまいりました。

令和4年度から令和7年度までにおける維持管理に関する費用負担等については、経営専門分科会において、令和3年8月から12月まで、3回にわたり維持管理負担金のあり方等について検討を重ねた結果、結論が得られましたので別添のとおり報告いたします。

令和4年1月14日

相模川流域下水道事業連絡協議会

幹 事 会 殿

相模川流域下水道事業連絡協議会
経 営 専 門 分 科 会
議 長 相 模 原 市 下 水 道 部 長
前 田 康 行

相模川流域下水道維経営専門分科会開催経過表

分科会等	開催日	場 所	議 題
第1回 分科会	R3. 8. 6	書面評決	<ol style="list-style-type: none"> 1 「相模川流域下水道の維持管理について」のあり方について 2 策定スケジュールについて 3 維持管理費負担の基本的事項について 4 計画下水量と処理汚泥量について 5 維持管理費算出の与件について 6 事業対策費（処理場所在地負担金）について
第2回 分科会	R3. 10. 25	柳島水再生センター 3 A会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場・ポンプ場の施設計画の予定について 2 処理場所在地負担金の決定について 3 流域下水道維持管理費の試算について 4 建設費（給与費・事務費）について 5 流域下水道事業の経営の見える化に対する取組みについて
第3回 分科会	R3. 12. 17	柳島水再生センター 3 A会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 「相模川流域下水道の維持管理について」費用負担割合の決定について 2 「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について 3 「相模川流域下水道の維持管理について（令和4年度～7年度）」に係る経営専門分科会検討結果報告書（案）について 4 建設費（給与費・事務費）について 5 流域下水道事業の経営の見える化に対する取組みについて

目 次

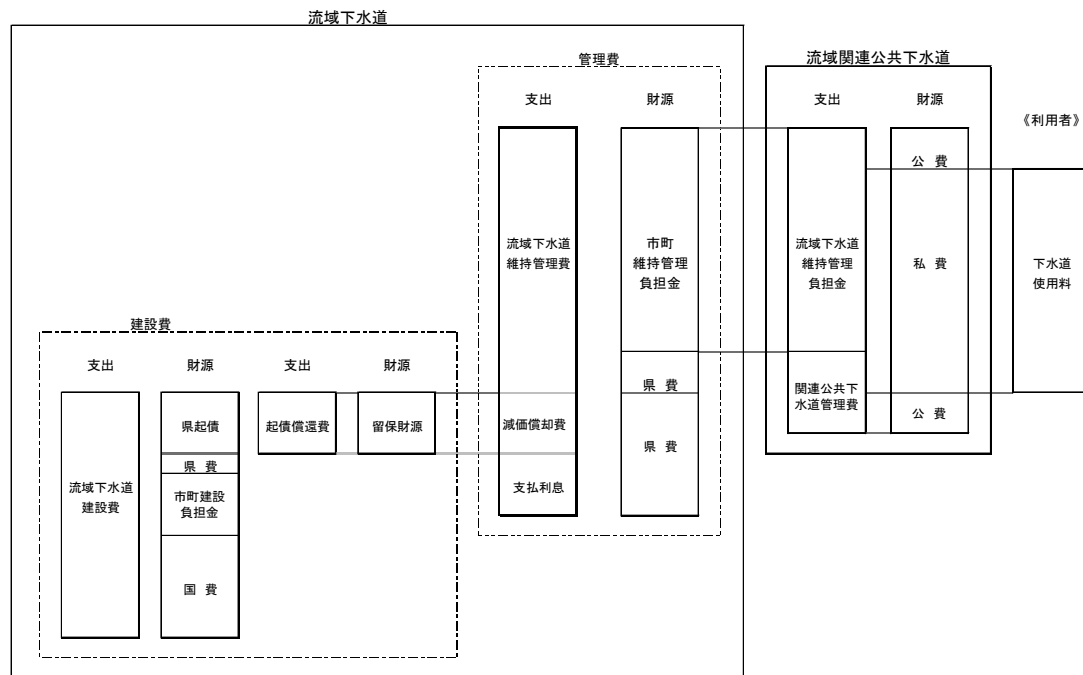
第1節	相模川流域下水道維持管理費負担の基本的事項	
1	相模川流域下水道維持管理費の構成	1
2	対象期間	2
3	費用負担の基本的な考え方	2
第2節	計画下水量と処理汚泥量	
1	計画下水量の算出方法	3
2	計画下水量の算定	3
3	計画下水量	5
4	計画処理汚泥量	6
第3節	相模川流域下水道の施設管理計画	
1	処理場の施設管理計画	7
2	ポンプ場・汚泥貯留地の施設管理計画	9
3	幹線管渠施設の管理延長	10
第4節	相模川流域下水道維持管理費の試算等	
1	流域下水道維持管理費算出の与件	11
2	流域下水道維持管理費の試算結果	12
3	事業対策費（処理場等所在地負担金）	14
第5節	費用負担の試算結果	
1	費用負担の基本的事項一覧表	15
2	費用負担内訳と構成	16
3	流域関連市町間の費用負担割合	21
第6節	相模川流域下水道管理事業の推移	
1	処理概要の推移	23
2	維持管理費収支の推移	24
3	維持管理費財源内訳の推移	25
4	流域関連市町別負担比率の推移	26
5	県及び流域関連市町の費用負担割合の推移	27
	(参考資料)	
1	「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」	
2	「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」	

第1節 相模川流域下水道維持管理費負担の基本的事項

1 相模川流域下水道維持管理費の構成

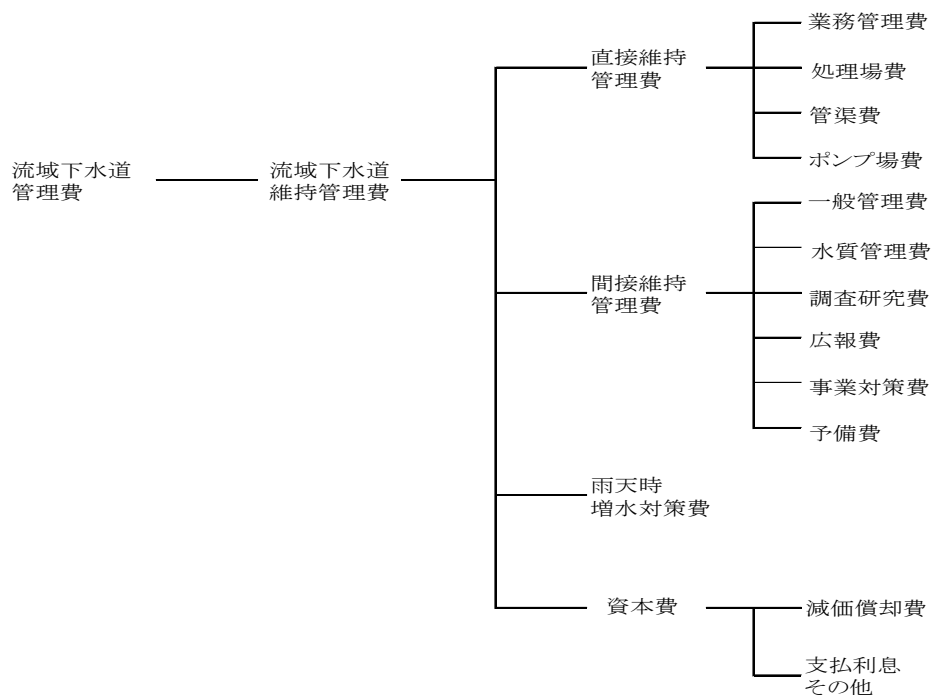
(1) 相模川流域下水道管理費の組み立て

流域下水道管理費の組み立ては、以下のとおりである。



(2) 維持管理費の構成内容

相模川流域下水道維持管理費の積算にあたっては、管理費を次の構成内容に分類し算出した。



2 対象期間

令和3年3月に策定した経営ビジョンの見直し時期と整合を図るため、対象期間は令和4年度から令和7年度までの4ヵ年とする。

3 費用負担の基本的な考え方

費用負担の基本的な考え方は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」及び「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」による。

第2節 計画下水道量と処理汚泥量

1 計画下水道量の算出方法

計画下水道量は、過去3年間（H29～R1）の流入実績の平均を基本とし、開発計画の有無など増減要素を考慮し決定する。また、計画期間内は同値を採用することとする。

2 計画下水道量の算定

〔有収水量〕

(単位：m³/年)

処理区名	市町名	実績有収水量			調整値 (市町比値)	令和4～7年度 有収水量
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
左岸処理区	相模原市	73,361,094	73,939,297	73,380,791	0	73,560,394
	平塚市	219,671	220,793	223,519	0	221,328
	藤沢市	1,331,413	1,338,073	1,333,992	0	1,334,493
	茅ヶ崎市	23,401,483	23,146,723	23,217,981	0	23,255,396
	海老名市	16,588,408	16,498,228	16,501,225	0	16,529,287
	座間市	12,306,641	12,469,749	12,483,562	0	12,419,984
	綾瀬市	2,393,604	2,392,766	2,365,909	0	2,384,093
	寒川町	4,782,342	4,788,966	4,775,592	0	4,782,300
計	134,384,656	134,794,595	134,282,571	0	134,487,275	
右岸処理区	平塚市	28,957,941	29,030,688	28,592,986	1,152,291	30,012,829
	厚木市	26,151,864	26,280,135	26,303,505	0	26,245,168
	伊勢原市	3,221,171	3,246,348	3,229,026	142,375	3,374,557
	大磯町	1,919,965	1,999,278	1,990,079	0	1,969,774
	愛川町	4,125,048	4,071,393	4,047,364	0	4,081,268
	計	64,375,989	64,627,842	64,162,960	1,294,666	65,683,596
合計	198,760,645	199,422,437	198,445,531	1,294,666	200,170,871	

〔不明水量〕

(単位：m³/年)

処理区名	市町名	実績不明水量			調整値 (市町比値)	令和4～7年度 不明水量
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
左岸処理区	相模原市	8,697,845	7,471,939	8,598,566	0	8,256,117
	平塚市	0	0	0	0	0
	藤沢市	139,191	16,811	99,573	0	85,192
	茅ヶ崎市	3,409,806	2,662,807	4,511,215	0	3,527,943
	海老名市	1,565,167	1,737,468	1,900,211	0	1,734,282
	座間市	418,181	280,233	219,994	0	306,136
	綾瀬市	1,182,996	968,667	540,909	0	897,524
	寒川町	459,615	419,134	540,849	0	473,199
計	15,872,801	13,557,059	16,411,317	0	15,280,393	
右岸処理区	平塚市	3,364,096	3,169,941	4,118,358	0	3,550,798
	厚木市	2,405,993	2,764,860	4,115,460	0	3,095,438
	伊勢原市	973,026	989,258	1,149,435	-16,472	1,020,768
	大磯町	299,574	207,449	251,890	0	252,971
	愛川町	255,015	226,695	428,474	0	303,395
	計	7,297,704	7,358,203	10,063,617	-16,472	8,223,370
合計	23,170,505	20,915,262	26,474,934	-16,472	23,503,763	

〔合流雨水量〕

(単位：m³/年)

処理 区名	市町名	実績合流雨水量			調整値 (市町比 \uparrow 値)	令和4～7年度 合流雨水量
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
左岸 処理区	相模原市	933,615	751,877	1,020,280	0	901,924
	平塚市				0	0
	藤沢市				0	0
	茅ヶ崎市	2,192,817	1,585,353	2,615,230	0	2,131,133
	海老名市				0	0
	座間市				0	0
	綾瀬市				0	0
	寒川町				0	0
	計	3,126,432	2,337,230	3,635,510	0	3,033,057
右岸 処理区	平塚市	1,087,062	907,924	1,197,651	0	1,064,212
	厚木市	1,355,987	1,310,138	1,394,762	0	1,353,629
	伊勢原市				0	0
	大磯町				0	0
	愛川町				0	0
	計	2,443,049	2,218,062	2,592,413	0	2,417,841
	合計	5,569,481	4,555,292	6,227,923	0	5,450,898

〔雨天時浸入水量〕

(単位：m³/年)

処理 区名	市町名	実績雨天時浸入水量			調整値 (市町比 \uparrow 値)	令和4～7年度 雨天時浸入水量
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
左岸 処理区	相模原市	1,025,964	1,073,602	1,445,686	0	1,181,751
	平塚市	0	0	0	0	0
	藤沢市	46,174	42,039	43,984	0	44,066
	茅ヶ崎市	725,160	481,410	821,293	0	675,954
	海老名市	626,647	440,022	646,574	0	571,081
	座間市	358,190	202,101	448,989	0	336,427
	綾瀬市	152,404	110,533	128,147	0	130,361
	寒川町	221,240	156,510	225,507	0	201,086
	計	3,155,779	2,506,217	3,760,180	0	3,140,726
右岸 処理区	平塚市	703,606	494,573	702,887	0	633,689
	厚木市	1,398,711	1,114,630	1,482,485	0	1,331,942
	伊勢原市	204,538	157,230	218,186	-76,646	116,672
	大磯町	48,513	25,898	45,584	0	39,998
	愛川町	181,462	140,465	186,317	0	169,415
	計	2,536,830	1,932,796	2,635,459	-76,646	2,291,716
	合計	5,692,609	4,439,013	6,395,639	-76,646	5,432,442

〔計画下水水量〕

(単位：m³/年)

処理 区名	市町名	実績流入量			調整値 (市町比 \uparrow 値)	令和4～7年度 計画下水水量
		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
左岸 処理区	相模原市	84,018,518	83,236,715	84,445,323	0	83,900,186
	平塚市	219,671	220,793	223,519	0	221,328
	藤沢市	1,516,778	1,396,923	1,477,549	0	1,463,751
	茅ヶ崎市	29,729,266	27,876,293	31,165,719	0	29,590,426
	海老名市	18,780,222	18,675,718	19,048,010	0	18,834,650
	座間市	13,083,012	12,952,083	13,152,545	0	13,062,547
	綾瀬市	3,729,004	3,471,966	3,034,965	0	3,411,978
	寒川町	5,463,197	5,364,610	5,541,948	0	5,456,585
	計	156,539,668	153,195,101	158,089,578	0	155,941,451
右岸 処理区	平塚市	34,112,705	33,603,126	34,611,882	1,152,291	35,261,528
	厚木市	31,312,555	31,469,763	33,296,212	0	32,026,177
	伊勢原市	4,398,735	4,392,836	4,596,647	49,257	4,511,997
	大磯町	2,268,052	2,232,625	2,287,553	0	2,262,743
	愛川町	4,561,525	4,438,553	4,662,155	0	4,554,078
	計	76,653,572	76,136,903	79,454,449	1,201,548	78,616,523
	合計	233,193,240	229,332,004	237,544,027	1,201,548	234,557,974

※計画下水水量は、有収水量、不明水量、合流雨水量、雨天時浸入水量の合計であり、四捨五入の関係で、実績流入量の単純平均とは必ずしも一致しない

3 計画下水道量

令和4～7年度の計画下水道量を次のとおりとする。

[令和4～7年度]

(単位：m³/年)

処理 区名	市町名	有収水量 (A)	不明水量 (B)	晴天時 汚水量 (C=A+B)	合流雨水量 (D)	雨天時 浸入水量 (E)	計画下水道量 (F=C+D+E)
左岸 処理区	相模原市	73,560,394	8,256,117	81,816,511	901,924	1,181,751	83,900,186
	平塚市	221,328	0	221,328	0	0	221,328
	藤沢市	1,334,493	85,192	1,419,685	0	44,066	1,463,751
	茅ヶ崎市	23,255,396	3,527,943	26,783,339	2,131,133	675,954	29,590,426
	海老名市	16,529,287	1,734,282	18,263,569	0	571,081	18,834,650
	座間市	12,419,984	306,136	12,726,120	0	336,427	13,062,547
	綾瀬市	2,384,093	897,524	3,281,617	0	130,361	3,411,978
	寒川町	4,782,300	473,199	5,255,499	0	201,086	5,456,585
	計	134,487,275	15,280,393	149,767,668	3,033,057	3,140,726	155,941,451
右岸 処理区	平塚市	30,012,829	3,550,798	33,563,627	1,064,212	633,689	35,261,528
	厚木市	26,245,168	3,095,438	29,340,606	1,353,629	1,331,942	32,026,177
	伊勢原市	3,374,557	1,020,768	4,395,325	0	116,672	4,511,997
	大磯町	1,969,774	252,971	2,222,745	0	39,998	2,262,743
	愛川町	4,081,268	303,395	4,384,663	0	169,415	4,554,078
	計	65,683,596	8,223,370	73,906,966	2,417,841	2,291,716	78,616,523
合計	200,170,871	23,503,763	223,674,634	5,450,898	5,432,442	234,557,974	

4 計画処理汚泥量

晴天時汚水量及び原単位等から算出された処理場別の計画処理汚泥量は次のとおりである。

区分		単位	令和4年度～令和7年度	
左岸処理場	処理汚水量	晴天時汚水量 A	m ³ /年	149,767,668
		日平均 B=A/365	m ³ /日	410,322
		日最大 *1 C=B×1.20	m ³ /日	492,386
		処理能力	m ³ /日	531,700
	処理汚泥量	Ds量 *2 D=A×0.218/1000	t/年	32,649
		日平均 E=D/365	t/日	89.4
		脱水汚泥量 *3 F=D/0.25	t/年	130,596
		日平均 G=F/365	t/日	357.8
右岸処理場	処理汚水量	晴天時汚水量 A	m ³ /年	73,906,966
		日平均 B=A/365	m ³ /日	202,485
		日最大 *1 C=B×1.24	m ³ /日	251,081
		処理能力	m ³ /日	306,150
	処理汚泥量	Ds量 *2 D=A×0.174/1000	t/年	12,860
		日平均 E=D/365	t/日	35.2
		脱水汚泥量 *3 F=D/0.24	t/年	53,583
		日平均 G=F/365	t/日	146.8
合 計	処理汚水量	晴天時汚水量	m ³ /年	223,674,634
		日平均	m ³ /日	612,807
		日最大	m ³ /日	743,467
		処理能力	m ³ /日	837,850
	処理汚泥量	Ds量	t/年	45,509
		日平均	t/日	124.6
		脱水汚泥量	t/年	184,179
		日平均	t/日	504.6

【平成29年から令和元年の実績平均値より設定】

- *1 変動率 : 左岸1.20 右岸1.24
 *2 汚泥量原単位 : 左岸 218kg/m³ 右岸 174kg/m³
 *3 脱水汚泥含水率 : 左岸 75% 右岸 76%

第3節 相模川流域下水道の施設管理計画

1 処理場の施設管理計画

各処理場の管理(供用)施設は、次のとおりである。

(1)左岸処理場(柳島水再生センター)

管理施設				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
名称		全体計画	能力								
水処理関係施設	高段沈砂池	沈砂池	4池	B3.6×L26.6×H1.6	4池	→	→	→	→	→	→
		汚水ポンプ	2台	45m3/分	2台	→	→	→	→	→	→
			3台	90m3/分	3台	→	→	→	→	→	→
	低段沈砂池	沈砂池	8池	B3.0×L24.1×H2.4	8池	→	→	→	→	→	→
		汚水ポンプ	1台	60m3/分	2台	→	→	→	→	→	→
			6台	120m3/分	6台	→	→	→	→	→	→
	非常排水ポンプ	汚水ポンプ		60m3/分	5台	→	→	→	→	→	→
	水処理施設	水処理	9系	46,500m3 86,700m3	9系	→	→	→	→	→	→
		雨水沈澱池	4池	B15.6×L41×H3.5	4池	→	→	→	→	→	→
		覆蓋施設	9系	脱臭・換気設備等	9系	→	→	→	→	→	→
	減菌施設	塩素混和池	2池	B4.5×L160×H3.5	2池	→	→	→	→	→	→
			2池	B5.0×L60×H3.5	2池	→	→	→	→	→	→
		次亜塩注入設備	2台	50L/時間	4台	→	→	→	→	→	→
			1台	100L/時間	2台	→	→	→	→	→	→
			2台	200L/時間							
		3台	360L/時間	3台	→	→	→	→	→	→	
	送風設備		2台	200m3/分	2台	→	→	→	→	→	→
			6台	400m3/分	6台	→	→	→	→	→	→
砂ろ過施設		-	3,880m3/日	2基	→	→	→	→			
		3基	8,700m3/日	3基	→	→	→	→	→	→	
		3基	4,820m3/日				3基	→	→	→	
非常発電設備		2台	3,000KVA	3台	→	→	→	→	→	→	
受変電設備		3台	7,500KVA	3台	→	→	→	→	→	→	
中央監視設備		1式		1式	→	→	→	→	→	→	
汚泥処理関係施設	濃縮施設	汚泥濃縮タンク	6槽	重力濃縮 R13.0×H3.5 R13.0*H3.0	6槽	→	→	→	→	→	
		機械濃縮設備	3台	スクレーパー濃縮機 90m3/時間	3台	→	→	→	→	→	
			8台	遠心濃縮機 40m3/時間	8台	→	→	→	→	→	
	脱水施設	遠心脱水	-	30m3/時間	3台	→	→	→	→	→	
		スクレーパープレス	7台	φ 1,000	3台	→	→	→	→	→	
		ロータープレス	-	φ 1,200×6ch	1台	→	→	→	→	→	
	焼却施設	汚泥焼却炉	-	120t/日	1基	→	→	→	→	→	
			4基	140t/日							
			-	180t/日	3基	→	→	→	→	→	

(2) 右岸処理場(四之宮水再生センター)

管理施設				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
名称		全体計画	能力									
水処理関係施設	高段沈砂池	沈砂池	6池	B3.6×L18.0×H1.5	6池	→	→	→	→	→	→	
		汚水ポンプ	2台	65m3/分	2台	→	→	→	→	→	→	→
			4台	115m3/分	3台	→	→	→	→	→	→	→
	低段沈砂池	沈砂池	4池	B3.9×L18.0×H2.0	4池	→	→	→	→	→	→	→
		汚水ポンプ	1台	26m3/分	2台	→	→	→	→	→	→	→
			2台	52m3/分	2台	→	→	→	→	→	→	→
	2台		123m3/分	3台	→	→	→	→	→	→	→	
	水処理施設	水処理	7系	50,300m3/日 71,300m3/日	6系	→	→	→	→	→	→	→
		覆蓋施設	7系	脱臭・換気設備等	6系	→	→	→	→	→	→	→
	滅菌施設	塩素混和池	1池	B4.0×L240×H3.0	1池	→	→	→	→	→	→	→
			1池	B3.7×L252×H3.0	1池	→	→	→	→	→	→	→
			1池	B3.7×L150×H3.0								
		次亜塩注入設備	2台	80L/時間	5台	→	→	→	→	→	→	→
			2台	500L/時間	2台	→	→	→	→	→	→	→
			2台	600L/時間								
	送風設備	-	150m3/分	2台	→	→	→	→	→	→	→	→
		3台	170m3/分	2台	→	→	→	→	→	→	→	→
		4台	240m3/分									
		-	300m3/分	5台	→	→	→	→	→	→	→	→
	砂ろ過施設	24基	1,080m3/日	19基	→	→	→	→	→	→	→	
非常発電設備	1台	1,500KVA	1台	→	→	→	→	→	→	→	→	
	1台	3,000KVA	1台	→	→	→	→	→	→	→	→	
	1台	4,000KVA	1台	→	→	→	→	→	→	→	→	
受変電設備	2台	15,000KVA	2台	→	→	→	→	→	→	→		
中央監視設備	1式		1式	→	→	→	→	→	→	→		
汚泥処理関係施設	濃縮施設	汚泥濃縮タンク	4槽	重力濃縮 R14.0*H4.0	4槽	→	→	→	→	→	→	
		機械濃縮設備	-	加圧浮上式濃縮タンク B5.0×L11.5×H5.5	2槽	→	→	→	→	→	→	→
			4台	機械濃縮機 60m3/時間					2台	→	→	→
			-	遠心濃縮機 80m3/時間	2台	→	→	→	→	→	→	→
	脱水施設	スクリーンプレス	2台	φ 1, 000	2台	→	→	→	→	→	→	→
		遠心脱水	2台	30m3/時間	2台	→	→	→	→	→	→	→
	焼却施設	汚泥焼却炉	4基	100t/日	2基	→	→	→	→	→	→	→
			-	120t/日	1基	→	→	→	→	→	→	→

2 ポンプ場・汚泥貯留地の施設管理計画

各ポンプ場及び相模川汚泥貯留地の管理(供用)施設は、次のとおりである。

(1) ポンプ場

管 理 施 設				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
施設名	設備名	全体計画	能力								
門沢橋	沈砂池	1池	60,000m ³ /日	1池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	3台	21.0m ³ /分×3	3台	→	→	→	→	→	→	→
戸田	沈砂池	1池	60,000m ³ /日	1池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	2台	21.0m ³ /分×2	2台	→	→	→	→	→	→	→
東豊田	沈砂池	3池	88,870m ³ /日	3池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	3台	28.4m ³ /分×3	2台	→	→	→	→	→	→	→
		2台	14.2m ³ /分×2	2台	→	→	→	→	→	→	→
太井	沈砂池	2池	29,280m ³ /日	2池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	4台	6.8m ³ /分×4	3台	→	→	→	→	→	→	→
寸沢嵐	沈砂池	1池	11,410m ³ /日	1池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	4台	4.1m ³ /分×4	3台	→	→	→	→	→	→	→
千木良	沈砂池	1池	8,850m ³ /日	1池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	3台	4.8m ³ /分×3	2台	→	→	→	→	→	→	→
与瀬	汚水ポンプ	2台	1.9m ³ /分×2	2台	→	→	→	→	→	→	→
吉野	沈砂池	1池	5,130m ³ /日	1池	→	→	→	→	→	→	→
	汚水ポンプ	6台	2.8m ³ /分×6	2台	→	→	→	→	→	→	→

(2) 相模川汚泥貯留地

管 理 施 設			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
施設名	全体計画	能力								
貯留施設	1式	V=345,000m ³	1式	→	→	→	→	→	→	→
浸出液設備	1式		1式	→	→	→	→	→	→	→
上部利用施設	1式		1式	→	→	→	→	→	→	→

3 幹線管渠施設の管理延長

各幹線管渠の管理(供用)延長は、次のとおりである。

(単位:m)

幹線名		全体延長	供用延長	備 考
左岸 処理 区	左岸幹線	58,060	58,060	H12全線供用開始
	座間海老名幹線	11,520	11,520	S63全線供用開始
	綾瀬寒川幹線	7,110	7,110	S62全線供用開始
	藤沢寒川幹線	7,360	7,360	H2全線供用開始
	茅ヶ崎幹線	3,980	3,980	S54全線供用開始
	戸沢幹線	1,440	1,440	S53全線供用開始
	寒川平塚幹線	1,470	0	
	計	90,940	89,470	
右岸 処理 区	右岸幹線	22,700	22,700	H4全線供用開始
	平塚幹線	3,030	3,030	S48全線供用開始
	伊勢原厚木幹線	1,650	1,650	S49全線供用開始
	第2伊勢原厚木幹線	1,270	1,270	H21全線供用開始
	大磯平塚幹線	9,310	9,310	H12全線供用開始
	計	37,960	37,960	
合計		128,900	127,430	

(令和3年3月31日現在)

第4節 相模川流域下水道維持管理費の試算等

1 流域下水道維持管理費算出の与件

維持管理費の積算を行うにあたり、試算対象期間における物価上昇率と人件費上昇率を考慮する必要があることから、両者について、次のとおり設定する。

(1) 物価上昇率

物価上昇率の予測にあたり、公表されている横浜市、川崎市及び相模原市における消費者物価指数[※]（光熱・水道）を調査したところ、平成27年を基準とした直近3年間の上昇率の平均値は、1.4%であった。〔表1〕

そこで、令和2年度予算における単価を基本とし、「相模川流域下水道の維持管理について」の試算対象期間（令和4年度～令和7年度）における物価の上昇率については、1%とする。

（表1）消費者物価指数の推移（光熱・水道）（平成27年=100）

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H30～R2 平均
横浜市	100.0	90.1	91.4	95.2	98.3	95.4	96.3
川崎市	100.0	90.5	91.8	95.5	98.5	95.9	96.6
相模原市	100.0	91.4	92.8	96.2	100.4	97.1	97.9
3市平均	100.0	90.7	92.0	95.6	99.1	96.1	96.9
前年比（%）	△ 2.6	△ 9.3	1.3	3.6	3.4	△2.9	1.4

※ 消費者物価指数=消費者が購入する各種の商品とサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に表したものの。

(2) 人件費上昇率

人件費上昇率の予測にあたり、神奈川県人事委員会が実施する給与勧告[※]を調査したところ、直近3年間の上昇率の平均値は、0.09%であった〔表2〕。

そこで、試算対象期間（令和4年度～令和7年度）における人件費上昇率を0%とする。

（表2）神奈川県人事委員会給与勧告

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H30～R2 平均
対前年比上昇率	0.68	0.20	0.13	0.17	0.11	△0.01	0.09

※ 給与勧告=神奈川県人事委員会が、公務員の給与について、民間企業の給与の水準に準拠するように給与格差の是正措置を神奈川県知事に勧告する制度。

2 流域下水道維持管理費の試算結果

令和4年度～令和7年度における維持管理費の試算結果は次のとおりである。

費目		種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
直接維持管理費	業務管理費	人件費	324,500	324,500	324,500	324,500	1,298,000
	処理場費	水処理費	4,316,769	4,385,883	4,005,413	3,755,744	16,463,809
		汚泥処理費	3,021,409	2,935,993	3,149,719	2,896,189	12,003,310
		汚泥処分費	143,199	143,199	143,199	143,199	572,796
		汚泥貯留費	26,090	26,254	26,419	26,585	105,348
	管渠費		73,632	90,614	67,139	74,825	306,210
	ポンプ場費		320,453	254,807	303,081	430,797	1,309,138
	計			8,226,052	8,161,250	8,019,470	7,651,839
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	451,011	411,684	414,180	424,950	1,701,825
		人件費	352,224	352,224	352,224	352,224	1,408,896
	水質管理費		52,938	53,347	53,762	54,180	214,227
	調査研究費		14,356	14,374	14,392	14,410	57,532
	広報費		3,351	3,379	3,408	3,437	13,575
	事業対策費	上部利用費	47,833	48,080	48,329	48,580	192,822
		処理場等所在地負担金	94,900	94,900	94,900	94,900	379,600
	計			1,016,613	977,988	981,195	992,681
水雨天策時増	雨天時増水対策工事費		245,000	250,000	245,000	240,000	980,000
	計		245,000	250,000	245,000	240,000	980,000
合計			9,487,665	9,389,238	9,245,665	8,884,520	37,007,088

【試算内訳】

費目・種別	名称	区分	維持管理について				備考	
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
直接維持管理費	業務管理費	人件費	一般職員	324,500	324,500	324,500	324,500	担当職員、職員手当、共済費
	処理場費	水処理費	電気料	1,415,091	1,415,091	1,415,091	1,415,091	揚水・フロア施設等
			薬品費	126,941	138,896	130,006	138,896	減菌・脱臭用
			委託料	615,509	634,797	634,797	634,797	運転・点検等委託
			工事費	2,051,773	2,088,568	1,715,903	1,456,248	大規模修繕等
			その他	107,455	108,531	109,616	110,712	賃借料、手数料等
		計	4,316,769	4,385,883	4,005,413	3,755,744		
		汚泥処理費	電気料	459,620	459,620	459,620	459,620	脱水・焼却施設等
			薬品費	270,560	272,155	270,560	272,155	脱水・焼却用等
			燃料費	63,368	63,368	63,368	63,368	焼却用
			委託料	687,295	686,978	686,978	686,978	運転・点検等委託
			工事費	1,416,574	1,328,641	1,542,711	1,286,323	大規模修繕等
		計	3,021,409	2,935,993	3,149,719	2,896,189	手数料、備品費等	
	汚泥処分費	委託料	143,199	143,199	143,199	143,199	収集運搬・処分委託	
		放射能対策費	0	0	0	0	大規模修繕等	
	計	143,199	143,199	143,199	143,199			
	汚泥貯留費	委託料	8,888	8,888	8,888	8,888	運搬・管理委託等	
		その他	17,202	17,366	17,531	17,697	電気料、工事費	
	計	26,090	26,254	26,419	26,585			
	管渠費		委託料	32,430	32,430	12,430	12,430	調査・清掃委託等
工事費			26,862	43,709	40,098	47,647	大規模修繕等	
その他			14,340	14,475	14,611	14,748	賃借料、器材費等	
計	73,632	90,614	67,139	74,825				
ポンプ場費		電気料	66,268	66,268	66,268	66,268	各ポンプ場施設	
		委託料	63,474	63,538	63,538	63,538	保守点検委託等	
		工事費	157,916	91,532	139,154	267,301	大規模修繕等	
		その他	32,795	33,469	34,121	33,690	水道料、薬品費等	
計	320,453	254,807	303,081	430,797				
直接維持管理費計				8,226,052	8,161,250	8,019,470	7,651,839	
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	電気料	10,100	10,100	10,100	10,100	管理棟等
			委託料	118,221	78,221	78,221	88,221	警備・保守点検等
			工事費	10,744	9,476	10,012	8,804	大規模修繕等
			その他	311,946	313,887	315,847	317,825	消耗品、賃金等
		計	451,011	411,684	414,180	424,950		
	人件費	一般職員	328,411	328,411	328,411	328,411	県及び公社職員	
		役員報酬	23,813	23,813	23,813	23,813	公社役員	
	計	352,224	352,224	352,224	352,224			
	水質管理費		電気料	5,340	5,340	5,340	5,340	水質試験設備等
			試験用品費	2,275	2,298	2,321	2,344	水質試験用品等
			薬品費	3,932	3,971	4,011	4,051	水質試験薬品等
			賃借料	27,302	27,575	27,851	28,130	水質試験用
			その他	14,089	14,163	14,239	14,315	手数料、消耗品等
	計	52,938	53,347	53,762	54,180			
	調査研究費		委託料	12,596	12,596	12,596	12,596	放流先影響調査等
			その他	1,760	1,778	1,796	1,814	試験用品費等
	計	14,356	14,374	14,392	14,410			
広報費		消耗品費	947	956	966	976	PR用品、記念品等	
		印刷製本費	97	97	97	97	広報紙、パンフ類	
		その他	2,307	2,326	2,345	2,364	ポスター製作委託等	
		計	3,351	3,379	3,408	3,437		
事業対策費	上部利用費	報酬費	3,773	3,811	3,849	3,887	上部利用管理員	
		賃金	5,431	5,431	5,431	5,431	施設整備補助員	
		委託料	17,160	17,160	17,160	17,160	植栽管理委託等	
		その他	21,469	21,678	21,889	22,102	消耗品、備品等	
	計	47,833	48,080	48,329	48,580			
処理場等所在地負担金	平塚市	20,800	20,800	20,800	20,800			
	茅ヶ崎市	53,100	53,100	53,100	53,100			
	厚木市	21,000	21,000	21,000	21,000			
計	94,900	94,900	94,900	94,900				
間接維持管理費計				1,016,613	977,988	981,195	992,681	
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費	工事費	100,000	120,000	110,000	100,000		
		委託料	75,000	50,000	55,000	60,000		
		負担金等	70,000	80,000	80,000	80,000		
計	245,000	250,000	245,000	240,000				
雨天時増水対策費計				245,000	250,000	245,000	240,000	
合計				9,487,665	9,389,238	9,245,665	8,884,520	

3 事業対策費（処理場等所在地負担金）

処理場等の建設に伴う周辺対策については、県及び関連市町が協力して地元等と調整を図りながら、順次、住民利用施設等を設置することなどにより、その対策を講じているところであるが、臭気や水質等の環境問題の観点から、処理場等が迷惑施設として処理場等周辺の地元住民から位置づけられている限りにおいては、今後も引き続き地元調整等を含め、これらの対策を継続していく必要がある。

また、このような周辺対策に要する費用については、下水処理に係る費用の一環として処理場等を使用する者の負担とすることが適当である。

これらのことから、当該周辺対策としての研修センター及び上部利用施設等を管理する処理場等所在市に対して、次の表のとおり維持管理費用等を処理場等所在地負担金として、維持管理負担金から負担することとする。

（単位：千円）

所在市名	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平塚市	四之宮ふれあいセンター 運営費	20,000	20,000	20,000	20,000
	公害対策委員会経費	800	800	800	800
	計	20,800	20,800	20,800	20,800
茅ヶ崎市	柳島記念館運営費	20,400	20,400	20,400	20,400
	相模川流域下水道左岸 処理場上部利用施設	32,000	32,000	32,000	32,000
	公害対策委員会経費	700	700	700	700
	計	53,100	53,100	53,100	53,100
厚木市	猿ヶ島汚泥貯留地 上部利用施設運営費	20,200	20,200	20,200	20,200
	公害対策委員会経費	800	800	800	800
	計	21,000	21,000	21,000	21,000
合計	施設運営費等	92,600	92,600	92,600	92,600
	公害対策委員会経費	2,300	2,300	2,300	2,300
	合計	94,900	94,900	94,900	94,900

第5節 費用負担の試算結果

1 費用負担の基本的事項一覧表

「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」に基づき、費用負担割合は次の一覧表のとおりとする。

費目・区分		流域下水道維持管理費				備考	
		市町負担		県負担			
		私費	公費				
直接維持管理費	業務管理費		①	①×A	①×B	—	(I)
	処理場費	水処理費	②	②×A	②×B	—	(I)
		汚泥処理費	③	③	—	—	(II)
		汚泥処分費	④	④	—	—	(II)
		汚泥貯留費	⑤	⑤	—	—	(II)
	管渠費		⑥	⑥×A	⑥×B	—	(I)
ポンプ場費		⑦	⑦×A	⑦×B	—	(I)	
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	⑧	⑧×A	⑧×B	—	(I)
		人件費(一般職員)	⑨	⑨×A	⑨×B	—	(I)
		人件費(公社役員)	⑩	—	⑩×1/2	⑩×1/2	(III)
	水質管理費		⑪	⑪×1/2	⑪×1/4	⑪×1/4	(IV)
	調査研究費		⑫	—	⑫×1/2	⑫×1/2	(V)
	広報費		⑬	—	⑬×1/2	⑬×1/2	(V)
	事業対策費	上部利用費	⑭	⑭	—	—	(II)
		処理場等所在地負担金	⑮	⑮	—	—	(II)
予備費		⑯	⑯×A	⑯×B	—	(I)	
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		⑰	—	⑰	—	(VI)

区 分		市町負担	
		私費	公費
下水量(m ³)	有収水量	a	—
	不明水量	b(～14.2%)	c(14.2%～)
	合流雨水量	—	d
	雨天時浸入水量	—	e
	合計	a+b=α	c+d+e=β
下水量比率(%)		α/(α+β)=A	β/(α+β)=B

【参考】

$$\text{利用者負担分比率(私費分)} = \frac{\text{全体計画地下水量 } 92,442 \text{ m}^3/\text{日(平均)}}{\text{全体計画有収水量 } 650,804 \text{ m}^3/\text{日(平均)}} \times 100 = 14.2\%$$

【備考説明項目】

- (I) 一定量(14.2%)を超える不明水、合流雨水、雨天時浸入水に係る費用は市町公費負担
- (II) 全額私費(利用者)負担
- (III) 下水道公社の適正な運営の増進に寄与するため市町公費負担と県負担
- (IV) 公共用水域の水質保全是県と市町の共同業務と考え、私費(利用者)負担、市町公費負担、県負担
- (V) 下水道事業全般にわたることから市町公費負担、県負担
- (VI) 雨天時浸入水削減対策は市町の責務であるため、全額市町公費負担

2 費用負担内訳と構成

[令和4年度]

単位：千円

費目・区分			流域下水道維持管理費			
			市町負担		県負担	
			私費	公費		
直接維持管理費	業務管理費		324,500	309,443	15,057	—
	処理場費	水処理費	4,316,769	4,116,471	200,298	—
		汚泥処理費	3,021,409	3,021,409	—	—
		汚泥処分費	143,199	143,199	—	—
		汚泥貯留費	26,090	26,090	—	—
	管渠費		73,632	70,215	3,417	—
	ポンプ場費		320,453	305,584	14,869	—
直接維持管理費計		8,226,052	7,992,411	233,641	—	
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	451,011	430,084	20,927	—
		人件費(一般職員)	328,411	313,173	15,238	—
		人件費(公社役員)	23,813	—	11,906	11,907
	水質管理費		52,938	26,469	13,235	13,234
	調査研究費		14,356	—	7,178	7,178
	広報費		3,351	—	1,676	1,675
	事業対策費	上部利用費	47,833	47,833	—	—
		処理場等所在地負担金	94,900	94,900	—	—
	予備費		0	0	0	—
	間接維持管理費計		1,016,613	912,459	70,160	33,994
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		245,000	—	245,000	—
	雨天時増水対策費計		245,000	—	245,000	—
流域下水道維持管理費合計			9,487,665	8,904,870	548,801	33,994

区 分		市町負担	
		私費	公費
下水量(m ³)	有収水量	200,170,871	—
	不明水量	23,503,763	0
	合流雨水量	—	5,450,898
	雨天時浸入水量	—	5,432,442
	合計	223,674,634	10,883,340
下水量比率(%)		95.360	4.640

[令和5年度]

単位：千円

費目・区分			流域下水道維持管理費			
			市町負担		県負担	
			私費	公費		
直接維持管理費	業務管理費		324,500	309,443	15,057	—
	処理場費	水処理費	4,385,883	4,182,378	203,505	—
		汚泥処理費	2,935,993	2,935,993	—	—
		汚泥処分費	143,199	143,199	—	—
		汚泥貯留費	26,254	26,254	—	—
	管渠費		90,614	86,410	4,204	—
	ポンプ場費		254,807	242,984	11,823	—
直接維持管理費計		8,161,250	7,926,661	234,589	—	
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	411,684	392,582	19,102	—
		人件費(一般職員)	328,411	313,173	15,238	—
		人件費(公社役員)	23,813	—	11,906	11,907
	水質管理費		53,347	26,674	13,337	13,336
	調査研究費		14,374	—	7,187	7,187
	広報費		3,379	—	1,690	1,689
	事業対策費	上部利用費	48,080	48,080	—	—
		処理場等所在地負担金	94,900	94,900	—	—
	予備費		0	0	0	—
	間接維持管理費計		977,988	875,409	68,460	34,119
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		250,000	—	250,000	—
	雨天時増水対策費計		250,000	—	250,000	—
流域下水道維持管理費合計			9,389,238	8,802,070	553,049	34,119

区 分		市町負担	
		私費	公費
下水量(m ³)	有収水量	200,170,871	—
	不明水量	23,503,763	0
	合流雨水量	—	5,450,898
	雨天時浸入水量	—	5,432,442
	合計	223,674,634	10,883,340
下水量比率(%)		95.360	4.640

〔令和6年度〕

単位：千円

費目・区分			流域下水道維持管理費			
			市町負担			県負担
			私費	公費		
直接維持管理費	業務管理費		324,500	309,443	15,057	—
	処理場費	水処理費	4,005,413	3,819,562	185,851	—
		汚泥処理費	3,149,719	3,149,719	—	—
		汚泥処分費	143,199	143,199	—	—
		汚泥貯留費	26,419	26,419	—	—
	管渠費		67,139	64,024	3,115	—
	ポンプ場費		303,081	289,018	14,063	—
直接維持管理費計			8,019,470	7,801,384	218,086	—
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	414,180	394,962	19,218	—
		人件費(一般職員)	328,411	313,173	15,238	—
		人件費(公社役員)	23,813	—	11,906	11,907
	水質管理費		53,762	26,881	13,441	13,440
	調査研究費		14,392	—	7,196	7,196
	広報費		3,408	—	1,704	1,704
	事業対策費	上部利用費	48,329	48,329	—	—
		処理場等所在地負担金	94,900	94,900	—	—
	予備費		0	0	0	—
	間接維持管理費計			981,195	878,245	68,703
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		245,000	—	245,000	—
	雨天時増水対策費計		245,000	—	245,000	—
流域下水道維持管理費合計			9,245,665	8,679,629	531,789	34,247

区 分		市町負担	
		私費	公費
下水量(m ³)	有収水量	200,170,871	—
	不明水量	23,503,763	0
	合流雨水量	—	5,450,898
	雨天時浸入水量	—	5,432,442
	合計	223,674,634	10,883,340
下水量比率(%)		95.360	4.640

〔令和7年度〕

単位：千円

費目・区分			流域下水道維持管理費			
			市町負担			県負担
			私費	公費		
直接維持管理費	業務管理費		324,500	309,443	15,057	—
	処理場費	水処理費	3,755,744	3,581,477	174,267	—
		汚泥処理費	2,896,189	2,896,189	—	—
		汚泥処分費	143,199	143,199	—	—
		汚泥貯留費	26,585	26,585	—	—
	管渠費		74,825	71,353	3,472	—
	ポンプ場費		430,797	410,808	19,989	—
直接維持管理費計			7,651,839	7,439,054	212,785	—
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	424,950	405,232	19,718	—
		人件費(一般職員)	328,411	313,173	15,238	—
		人件費(公社役員)	23,813	—	11,906	11,907
	水質管理費		54,180	27,090	13,545	13,545
	調査研究費		14,410	—	7,205	7,205
	広報費		3,437	—	1,719	1,718
	事業対策費	上部利用費	48,580	48,580	—	—
		処理場等所在地負担金	94,900	94,900	—	—
	予備費		0	0	0	—
	間接維持管理費計			992,681	888,975	69,331
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		240,000	—	240,000	—
	雨天時増水対策費計		240,000	—	240,000	—
流域下水道維持管理費合計			8,884,520	8,328,029	522,116	34,375

区 分		市町負担	
		私費	公費
下水量(m ³)	有収水量	200,170,871	—
	不明水量	23,503,763	0
	合流雨水量	—	5,450,898
	雨天時浸入水量	—	5,432,442
	合計	223,674,634	10,883,340
下水量比率(%)		95.360	4.640

〔令和4年度～7年度 合計〕

単位：千円

費目・区分			流域下水道維持管理費			
			市町負担		県負担	
			私費	公費		
直接維持管理費	業務管理費		1,298,000	1,237,772	60,228	—
	処理場費	水処理費	16,463,809	15,699,888	763,921	—
		汚泥処理費	12,003,310	12,003,310	—	—
		汚泥処分費	572,796	572,796	—	—
		汚泥貯留費	105,348	105,348	—	—
	管渠費		306,210	292,002	14,208	—
	ポンプ場費		1,309,138	1,248,394	60,744	—
直接維持管理費計		32,058,611	31,159,510	899,101	—	
間接維持管理費	一般管理費	一般管理費	1,701,825	1,622,860	78,965	—
		人件費(一般職員)	1,313,644	1,252,692	60,952	—
		人件費(公社役員)	95,252	—	47,624	47,628
	水質管理費		214,227	107,114	53,558	53,555
	調査研究費		57,532	—	28,766	28,766
	広報費		13,575	—	6,789	6,786
	事業対策費	上部利用費	192,822	192,822	—	—
		処理場等所在地負担金	379,600	379,600	—	—
	予備費		0	0	0	—
間接維持管理費計		3,968,477	3,555,088	276,654	136,735	
雨天時増水対策費	雨天時増水対策工事費		980,000	—	980,000	—
	雨天時増水対策費計		980,000	—	980,000	—
流域下水道維持管理費合計			37,007,088	34,714,598	2,155,755	136,735

◇費用負担構成

維持管理について（令和4年度～令和7年度）期間における費用負担構成は次のとおりである。

単位：千円

区 分	市町負担			県負担	合計
	私費負担	公費負担	計		
維持管理費	34,714,598	2,155,755	36,870,353	136,735	37,007,088
負担割合	93.8%	5.8%	99.6%	0.4%	100.0%

3 流域関連市町間の費用負担割合

流域関連市町間における費用負担割合及び費用負担金額（予定額）は次のとおりである。

[令和4年度]

市町名	(直接+間接)維持管理費			雨天時増水対策費			流域下水道維持管理費合計	
	計画下水量 (m ³)	割合	金額(千円) A	雨天時 浸入水量 (m ³)	割合	金額(千円) B	負担金額(千円) A+B=C	割合
相模原市	83,900,186	35.77%	3,293,942	1,181,751	21.75%	53,287	3,347,229	35.41%
平塚市	35,482,856	15.13%	1,393,272	633,689	11.67%	28,591	1,421,863	15.04%
藤沢市	1,463,751	0.62%	57,094	44,066	0.81%	1,985	59,079	0.62%
茅ヶ崎市	29,590,426	12.62%	1,162,134	675,954	12.44%	30,478	1,192,612	12.62%
厚木市	32,026,177	13.65%	1,256,984	1,331,942	24.52%	60,074	1,317,058	13.93%
伊勢原市	4,511,997	1.92%	176,806	116,672	2.15%	5,268	182,074	1.93%
海老名市	18,834,650	8.03%	739,456	571,081	10.51%	25,749	765,205	8.09%
座間市	13,062,547	5.57%	512,923	336,427	6.19%	15,166	528,089	5.59%
綾瀬市	3,411,978	1.45%	133,526	130,361	2.40%	5,880	139,406	1.47%
寒川町	5,456,585	2.33%	214,562	201,086	3.70%	9,065	223,627	2.37%
大磯町	2,262,743	0.97%	89,324	39,998	0.74%	1,813	91,137	0.96%
愛川町	4,554,078	1.94%	178,648	169,415	3.12%	7,644	186,292	1.97%
合計	234,557,974	100.00%	9,208,671	5,432,442	100.00%	245,000	9,453,671	100.00%

[令和5年度]

市町名	(直接+間接)維持管理費			雨天時増水対策費			流域下水道維持管理費合計	
	計画下水量 (m ³)	割合	金額(千円) A	雨天時 浸入水量 (m ³)	割合	金額(千円) B	負担金額(千円) A+B=C	割合
相模原市	83,900,186	35.77%	3,256,901	1,181,751	21.75%	54,375	3,311,276	35.39%
平塚市	35,482,856	15.13%	1,377,605	633,689	11.67%	29,175	1,406,780	15.04%
藤沢市	1,463,751	0.62%	56,452	44,066	0.81%	2,025	58,477	0.62%
茅ヶ崎市	29,590,426	12.62%	1,149,066	675,954	12.44%	31,100	1,180,166	12.61%
厚木市	32,026,177	13.65%	1,242,849	1,331,942	24.52%	61,300	1,304,149	13.94%
伊勢原市	4,511,997	1.92%	174,818	116,672	2.15%	5,375	180,193	1.93%
海老名市	18,834,650	8.03%	731,141	571,081	10.51%	26,275	757,416	8.10%
座間市	13,062,547	5.57%	507,155	336,427	6.19%	15,475	522,630	5.59%
綾瀬市	3,411,978	1.45%	132,024	130,361	2.40%	6,000	138,024	1.48%
寒川町	5,456,585	2.33%	212,149	201,086	3.70%	9,250	221,399	2.37%
大磯町	2,262,743	0.97%	88,320	39,998	0.74%	1,850	90,170	0.96%
愛川町	4,554,078	1.94%	176,639	169,415	3.12%	7,800	184,439	1.97%
合計	234,557,974	100.00%	9,105,119	5,432,442	100.00%	250,000	9,355,119	100.00%

[令和6年度]

市町名	(直接+間接)維持管理費			雨天時増水対策費			流域下水道維持管理費合計	
	計画下水量 (m ³)	割合	金額(千円) A	雨天時 浸入水量 (m ³)	割合	金額(千円) B	負担金額(千円) A+B=C	割合
相模原市	83,900,186	35.77%	3,207,288	1,181,751	21.75%	53,287	3,260,575	35.40%
平塚市	35,482,856	15.13%	1,356,619	633,689	11.67%	28,591	1,385,210	15.04%
藤沢市	1,463,751	0.62%	55,592	44,066	0.81%	1,985	57,577	0.62%
茅ヶ崎市	29,590,426	12.62%	1,131,562	675,954	12.44%	30,478	1,162,040	12.61%
厚木市	32,026,177	13.65%	1,223,916	1,331,942	24.52%	60,074	1,283,990	13.94%
伊勢原市	4,511,997	1.92%	172,155	116,672	2.15%	5,268	177,423	1.93%
海老名市	18,834,650	8.03%	720,003	571,081	10.51%	25,749	745,752	8.10%
座間市	13,062,547	5.57%	499,429	336,427	6.19%	15,166	514,595	5.59%
綾瀬市	3,411,978	1.45%	130,013	130,361	2.40%	5,880	135,893	1.47%
寒川町	5,456,585	2.33%	208,918	201,086	3.70%	9,065	217,983	2.37%
大磯町	2,262,743	0.97%	86,974	39,998	0.74%	1,813	88,787	0.96%
愛川町	4,554,078	1.94%	173,949	169,415	3.12%	7,644	181,593	1.97%
合計	234,557,974	100.00%	8,966,418	5,432,442	100.00%	245,000	9,211,418	100.00%

[令和7年度]

市町名	(直接+間接)維持管理費			雨天時増水対策費			流域下水道維持管理費合計	
	計画下水量 (m ³)	割合	金額(千円) A	雨天時 浸入水量 (m ³)	割合	金額(千円) B	負担金額(千円) A+B=C	割合
相模原市	83,900,186	35.77%	3,079,849	1,181,751	21.75%	52,200	3,132,049	35.39%
平塚市	35,482,856	15.13%	1,302,715	633,689	11.67%	28,008	1,330,723	15.04%
藤沢市	1,463,751	0.62%	53,383	44,066	0.81%	1,944	55,327	0.62%
茅ヶ崎市	29,590,426	12.62%	1,086,600	675,954	12.44%	29,856	1,116,456	12.61%
厚木市	32,026,177	13.65%	1,175,285	1,331,942	24.52%	58,848	1,234,133	13.94%
伊勢原市	4,511,997	1.92%	165,315	116,672	2.15%	5,160	170,475	1.93%
海老名市	18,834,650	8.03%	691,395	571,081	10.51%	25,224	716,619	8.10%
座間市	13,062,547	5.57%	479,585	336,427	6.19%	14,856	494,441	5.59%
綾瀬市	3,411,978	1.45%	124,847	130,361	2.40%	5,760	130,607	1.48%
寒川町	5,456,585	2.33%	200,616	201,086	3.70%	8,880	209,496	2.37%
大磯町	2,262,743	0.97%	83,518	39,998	0.74%	1,776	85,294	0.96%
愛川町	4,554,078	1.94%	167,037	169,415	3.12%	7,488	174,525	1.97%
合計	234,557,974	100.00%	8,610,145	5,432,442	100.00%	240,000	8,850,145	100.00%

第6節 相模川流域下水道管理事業の推移

相模川流域下水道は、昭和48年6月に四之宮管理センター、昭和52年12月に柳島管理センターで処理を開始し、以来、40年以上経過し、現在では9市3町の処理を行っている。

また、施設整備の進捗と普及率の向上に伴う維持管理業務の増大、専門技術者の育成に対処することを目的に昭和55年に、相模川流域下水道と流域関連公共下水道の一体的な維持管理を行うため、県及び流域関連市町の協力を得て、(財)神奈川県下水道公社を設立し、維持管理業務の充実に努めてきた。

相模川流域下水道管理事業の推移は、次のとおりである。

1 処理概要の推移

年度	普及状況			処理状況									管渠 供用 延長 km	
	流入 都市		流入区域 人口 千人	総流入量 千m ³ /年	有収水量 千m ³ /年	四之宮管理センター			柳島管理センター					
	市	町				水処理		汚泥処理 DS量 t/年	水処理		汚泥処理 DS量 t/年			
			処理 能力 m ³ /日	晴天時 日平均 m ³ /日	処理 能力 m ³ /日	晴天時 日平均 m ³ /日								
S48	3		413	36	6,155	5,128	68,300	18,470	0					12.2
S49	3		574	45	14,393	7,523	68,300	39,840	496					12.2
S50	3		706	52	18,174	8,656	68,300	47,160	639					12.2
S51	3		944	57	21,951	10,690	68,300	55,200	1,467					16.8
S52	4		1,378	92	27,725	13,121	68,300	67,850	1,377	51,100	8,140	0		16.8
S53	6		1,574	91	30,624	20,001	68,300	66,300	2,215	51,100	12,000	214		28.1
S54	7		2,779	213	44,567	29,779	136,700	94,800	3,869	51,100	20,700	549		39.3
S55	7		3,185	248	50,489	34,778	136,700	98,400	4,421	51,100	25,100	898		39.3
S56	7		3,526	280	55,375	37,824	136,700	111,100	5,086	51,100	26,200	1,270		39.3
S57	7		4,001	312	62,035	40,252	136,700	119,800	6,188	51,100	28,100	1,379		39.3
S58	7		4,381	336	65,433	44,086	136,700	131,000	6,160	51,100	28,100	1,295		40.1
S59	7	1	4,856	373	68,727	48,433	136,700	124,290	5,689	102,200	47,680	2,522		52.5
S60	7	2	5,654	426	80,833	56,525	136,700	114,626	5,008	102,200	79,640	4,421		56.2
S61	7	2	6,415	490	81,364	60,148	136,700	115,150	5,460	102,200	89,000	5,713		60.0
S62	8	2	7,093	557	87,851	66,907	136,700	121,280	6,069	153,300	100,580	6,237		74.2
S63	8	2	8,309	650	107,594	75,377	174,300	136,930	6,905	153,300	127,920	8,166		76.5
H 1	8	3	9,348	730	127,010	85,200	174,300	155,890	7,564	153,300	158,740	9,337		86.5
H 2	9	3	10,397	818	138,452	97,446	209,100	164,910	7,808	204,000	185,120	10,970		90.6
H 3	9	3	11,496	922	159,740	107,254	209,100	179,200	8,657	204,000	213,820	13,243		90.6
H 4	9	4	12,436	1,020	163,211	118,321	209,100	192,540	9,545	204,000	226,630	15,204		94.9
H 5	9	4	13,582	1,137	171,983	134,092	278,800	191,900	9,729	255,000	244,860	16,754		96.1
H 6	9	4	14,497	1,210	175,031	138,891	278,800	192,677	10,276	255,000	263,260	18,159		106.9
H 7	9	5	15,402	1,287	185,527	149,073	278,800	197,660	10,820	255,000	287,810	19,763		112.9
H 8	9	5	15,609	1,319	191,250	159,076	278,800	222,990	12,702	306,000	279,505	19,335		115.2
H 9	9	6	16,709	1,424	203,993	167,556	278,800	231,254	12,917	306,000	296,566	19,833		119.7
H10	9	6	17,404	1,478	222,293	169,975	278,800	245,425	13,593	306,000	320,562	21,281		122.1
H11	9	6	18,330	1,545	220,959	175,198	348,500	255,400	14,482	306,000	316,812	22,968		125.2
H12	9	7	19,259	1,557	229,731	177,803	348,500	238,010	12,678	408,000	351,800	25,872		126.5
H13	9	7	19,504	1,577	227,769	187,349	348,500	232,080	13,153	408,000	352,710	26,744		126.5
H14	9	7	19,814	1,603	232,955	191,623	348,500	237,170	13,065	408,000	363,380	27,719		126.5
H15	9	7	20,143	1,624	238,597	197,029	348,500	235,930	13,270	510,000	372,100	28,442		126.5
H16	9	7	20,383	1,647	252,320	197,424	348,500	245,140	13,560	612,000	399,400	30,461		126.5
H17	9	7	20,676	1,671	238,073	200,182	348,500	242,920	13,968	612,000	376,890	29,428		126.5
H18	9	5	20,915	1,682	244,600	200,666	348,500	244,470	13,499	612,000	388,970	29,421		126.5
H19	9	3	20,383	1,698	242,227	202,363	348,500	242,870	13,763	612,000	385,270	29,102		126.5
H20	9	3	21,173	1,712	249,894	200,308	348,500	242,500	14,088	612,000	387,540	28,173		126.5
H21	9	3	21,303	1,720	239,531	198,725	418,200	235,020	13,194	612,000	380,290	27,423		126.3
H22	9	3	21,516	1,730	243,661	200,427	418,200	240,970	13,521	612,000	382,110	27,842		126.3
H23	9	3	21,604	1,734	242,030	197,144	322,800	229,320	13,420	539,100	390,260	29,450		126.3
H24	9	3	22,386	1,768	234,283	196,675	322,800	224,210	13,860	539,100	378,460	28,795		126.3
H25	9	3	21,927	1,774	233,248	196,267	322,800	213,940	12,804	539,100	384,750	30,609		126.3
H26	9	3	22,022	1,779	234,807	194,334	322,800	214,860	12,806	539,100	384,570	31,590		126.3
H27	9	3	22,111	1,787	229,948	195,765	322,800	216,199	13,044	539,100	386,740	32,370		126.3
H28	9	3	22,161	1,790	229,848	196,744	322,800	212,573	13,157	539,100	385,927	31,994		126.3
H29	9	3	22,258	1,795	233,530	198,988	322,800	211,587	13,535	539,100	389,580	31,858		126.3
H30	9	3	22,250	1,797	231,724	199,422	322,800	211,922	13,549	539,100	391,373	30,762		126.3
R 1	9	3	22,497	1,801	239,500	198,669	322,800	214,932	13,575	539,100	387,794	30,551		126.3
R 2	9	3	22,615	1,806	234,864	201,109	306,150	209,696	13,286	531,700	390,890	30,689		126.3
R 3	9	3	22,445	1,744	237,666	196,210	306,150	224,860	13,953	531,700	392,244	32,929		126.3

注1： 令和3年度は計画上の数値である。

注2： 津久井町及び相模湖町は平成18年3月20日に、また、城山町及び藤野町は平成19年3月11日に、それぞれ相模原市と合併した。

2 維持管理費収支の推移

(単位：百万円)

年 度	収 入				支 出			実質収支	翌年度への繰越金	内予備費	
	市町負担金	県負担金	諸収入等	計	維持管理費	当該年度予備費	計				
第1次	S48	87.2	46.4	50.2	183.8	142.5	0.0	142.5	41.3	41.3	0.0
	S49	127.9	58.3	52.0	238.2	232.9	0.0	232.9	5.3	46.6	0.0
	S50	147.1	119.0	2.1	268.2	260.8	0.0	260.8	7.4	54.0	0.0
	S51	181.7	110.0	3.1	294.8	295.8	0.0	295.8	△ 1.0	53.0	0.0
第2次	S52	387.4	102.8	2.6	419.8	391.5	0.0	391.5	51.3	51.3	0.0
	S53	583.7	79.6	3.1	666.4	627.4	15.0	642.4	24.0	90.3	15.0
	S54	790.5	107.8	2.8	901.1	854.7	15.0	869.7	31.4	136.7	30.0
第3次	S55	989.8	103.9	4.7	1,098.4	1,094.0	24.0	1,118.0	△ 19.6	141.1	54.0
	S56	1,215.9	127.6	7.2	1,350.7	1,320.1	25.0	1,345.1	5.6	171.7	79.0
	S57	1,511.9	158.7	7.2	1,677.8	1,616.7	22.0	1,638.7	39.1	232.8	101.0
第4次	S58	1,580.5	128.1	6.5	1,715.1	1,756.5	15.0	1,771.5	△ 56.4	191.4	116.0
	S59	2,014.0	163.3	6.2	2,183.5	2,184.8	20.0	2,204.8	△ 21.3	190.1	136.0
	S60	2,564.1	207.9	6.3	2,778.3	2,748.2	20.0	2,768.2	10.1	220.2	156.0
第5次	S61	2,436.5	96.2	5.2	2,537.9	2,435.6	20.0	2,455.6	82.3	322.5	176.0
	S62	2,489.6	98.3	2.5	2,590.4	2,469.6	25.0	2,494.6	95.8	443.3	201.0
	S63	2,493.4	102.3	2.2	2,597.9	2,647.4	25.0	2,672.4	△ 74.5	393.8	226.0
第6次	H 1	3,017.6	39.8	2.4	3,059.8	3,108.4	30.0	3,138.4	△ 78.6	345.2	256.0
	H 2	3,452.3	45.5	2.9	3,500.7	3,399.7	35.0	3,434.7	66.0	446.2	291.0
	H 3	3,498.2	46.0	4.8	3,549.0	3,461.0	35.0	3,496.0	53.0	534.2	326.0
第7次	H 4	3,831.0	54.4	4.3	3,889.7	3,800.5	35.0	3,835.5	54.2	623.4	361.0
	H 5	4,608.1	65.4	1.6	4,675.1	4,390.5	45.0	4,435.5	239.6	908.0	406.0
	H 6	5,003.1	84.5	2.4	5,090.0	4,894.3	45.0	4,939.3	150.7	1,103.7	451.0
第8次	H 7	5,190.6	86.2	1.6	5,278.4	5,366.5	45.0	5,411.5	△ 133.1	1,015.6	496.0
	H 8	6,115.5	86.8	1.6	6,203.9	5,891.1	45.0	5,936.1	267.8	1,328.4	541.0
	H 9	6,761.3	96.0	1.5	6,858.8	6,307.8	50.0	6,357.8	501.0	1,879.4	591.0
第9次	H10	6,273.6	89.1	1.7	6,364.4	6,326.7	50.0	6,376.7	△ 12.3	1,917.1	641.0
	H11	5,880.1	83.5	1.5	5,965.1	6,158.5	60.0	6,218.5	△ 253.4	1,723.7	701.0
	H12	5,899.3	83.8	2.3	5,985.4	5,993.4	60.0	6,053.4	△ 68.0	1,715.7	761.0
第10次	H13	6,499.7	84.3	2.5	6,586.5	6,698.0	60.0	6,758.0	△ 171.5	1,604.2	560.0
	H14	6,750.4	94.2	1.6	6,846.2	6,708.6	60.0	6,768.6	77.6	1,741.8	620.0
	H15	6,299.3	87.8	2.0	6,389.1	6,447.6	65.0	6,512.6	△ 123.5	1,683.3	685.0
第11次	H16	6,128.2	79.2	2.0	6,209.4	6,252.6	70.0	6,322.6	△ 113.2	1,640.1	755.0
	H17	6,338.3	82.0	2.0	6,422.3	6,511.1	70.0	6,581.1	△ 158.8	1,551.3	825.0
	H18	6,531.0	84.5	3.2	6,618.7	6,521.6	70.0	6,591.6	27.1	1,648.4	895.0
第12次	H19	6,857.6	81.3	6.5	6,945.4	6,556.3	70.0	6,626.3	319.1	2,037.5	965.0
	H20	6,736.7	82.1	6.7	6,825.5	6,855.7	70.0	6,925.7	△ 100.2	2,007.3	1,035.0
	H21	6,623.0	79.6	3.3	6,705.9	6,634.6	75.0	6,709.6	△ 3.7	2,078.6	1,110.0
(第13次)	H22	6,579.3	72.3	3.3	6,654.9	6,275.8	75.0	6,350.8	304.1	2,457.7	1,185.0
	H23	5,806.2	53.7	3.9	5,863.8	6,519.4	△ 130.0	6,389.4	△ 525.6	1,802.1	1,055.0
	H24	6,075.5	45.6	83.7	6,204.8	6,515.3	△ 395.0	6,120.3	84.5	1,491.6	660.0
(第14次)	H25	6,823.2	37.9	232.4	7,093.5	6,908.5	0.0	6,908.5	185.0	1,676.6	660.0
	H26	7,362.5	30.7	126.1	7,519.3	7,684.3	0.0	7,684.3	△ 165.0	1,511.6	660.0
	H27	7,666.6	33.2	51.2	7,751.0	7,557.8	0.0	7,557.8	193.2	1,704.8	660.0
(第15次)	H28	7,168.4	32.4	6.1	7,206.9	6,984.6	0.0	6,984.6	222.3	1,927.1	660.0
	H29	7,776.3	30.6	61.4	7,868.3	7,992.0	0.0	7,992.0	△ 123.7	1,803.4	660.0
	H30	7,301.2	33.8	43.0	7,378.0	7,549.8	0.0	7,549.8	△ 171.8	1,631.6	660.0
(第16次)	R1	8,453.4	31.2	8.7	8,493.3	8,340.0	0.0	8,340.0	153.3	1,784.9	660.0
	R2	7,952.8	33.9	6.9	7,993.6	7,632.0	0.0	7,632.0	361.6	2,146.5	660.0
	R3	8,675.3	33.8	3.1	8,712.2	9,411.0	0.0	9,411.0	△ 698.8	1,447.7	660.0

注1：令和3年度は予算上の数値である。

3 維持管理費財源内訳の推移

(単位：千円)

年度		市町負担金	県繰入金 (県立替金又は 県負担金)	財産収入等	諸収入	繰越金	合計
第1次	S48	87,174	46,413	0	50,237	0	183,824
	S49	127,893	58,230	0	52,023	41,298	279,444
	S50	147,144	119,000	0	2,051	46,558	314,753
	S51	181,720	110,000	0	3,076	53,954	348,750
第2次	S52	387,356	52,821	0	2,642	52,951	495,770
	S53	583,666	79,590	0	3,101	51,294	717,651
	S54	790,526	107,800	0	2,754	90,288	991,368
第3次	S55	989,781	103,900	0	4,690	136,666	1,235,037
	S56	1,215,913	127,637	0	7,200	141,056	1,491,806
	S57	1,511,904	158,708	0	7,174	171,705	1,849,491
第4次	S58	1,580,462	128,146	0	6,539	232,806	1,947,953
	S59	2,014,015	163,299	0	6,220	191,412	2,374,946
	S60	2,564,059	207,897	464	5,846	190,107	2,968,373
第5次	S61	2,436,479	96,244	538	4,676	220,169	2,758,106
	S62	2,489,646	98,344	509	1,999	322,491	2,912,989
	S63	2,493,359	102,294	519	1,712	443,368	3,041,252
第6次	H 1	3,017,584	39,746	527	1,918	393,869	3,453,644
	H 2	3,452,324	45,472	836	2,020	345,179	3,845,831
	H 3	3,498,166	46,076	3,122	1,756	446,180	3,995,300
第7次	H 4	3,831,028	54,396	2,278	2,017	534,258	4,423,977
	H 5	4,608,131	65,430	586	977	623,450	5,298,574
	H 6	5,003,063	84,538	577	1,758	908,033	5,997,969
第8次	H 7	5,190,628	86,151	665	980	1,103,698	6,382,122
	H 8	6,115,495	86,833	670	955	1,015,964	7,219,917
	H 9	6,761,273	96,002	748	788	1,328,524	8,187,335
第9次	H10	6,273,621	89,078	724	954	1,879,513	8,243,890
	H11	5,880,127	83,491	705	785	1,917,213	7,882,321
	H12	5,899,326	83,764	764	1,593	1,723,779	7,709,226
第10次	H13	6,499,622	84,338	904	1,636	1,715,789	8,302,289
	H14	6,750,441	94,197	1,071	564	1,604,260	8,450,533
	H15	6,299,270	87,790	1,449	721	1,741,937	8,131,167
第11次	H16	6,128,232	79,185	1,557	525	1,683,556	7,893,055
	H17	6,338,258	81,951	1,675	629	1,640,443	8,062,956
	H18	6,530,999	84,490	1,633	1,610	1,551,873	8,170,605
第12次	H19	6,857,625	81,288	1,796	4,723	1,649,009	8,594,441
	H20	6,736,702	82,094	3,146	3,511	2,038,158	8,863,611
	H21	6,622,999	79,565	2,211	1,077	2,007,892	8,713,744
(第13次)	H22	6,579,296	72,279	2,282	1,041	2,079,182	8,734,081
	H23	5,806,192	53,682	2,343	1,553	2,458,282	8,322,052
	H24	6,075,538	45,560	4,231	79,464	1,802,613	8,007,406
(第14次)	H25	6,823,158	37,873	4,674	227,697	1,492,066	8,585,468
	H26	7,362,541	30,660	6,319	119,799	1,676,970	9,196,289
	H27	7,666,624	33,207	6,299	44,854	1,512,023	9,263,007
(第15次)	H28	7,168,385	32,449	5,850	222	1,705,224	8,912,130
	H29	7,776,286	30,613	8,267	53,140	1,927,544	9,795,850
	H30	7,301,202	33,835	8,544	34,395	1,803,818	9,181,794
(第16次)	R1	8,453,363	31,251	8,361	321	1,631,991	10,125,287
	R2	7,952,840	33,835	6,569	350	1,785,280	9,778,874
	R3	8,675,267	33,848	2,823	238	1,358,378	10,070,554

注1: 令和3年度は、予算上の数値である。

注2: 第6次維持管理計画からの県繰入金は、県負担金である。

4 流域関連市町別負担比率の推移

(単位：%)

年度	平塚市	厚木市	伊勢原市	茅ヶ崎市	海老名市	座間市	相模原市	寒川町	愛川町	綾瀬市	城山町	藤沢市	大磯町	津久井町	相模湖町	藤野町	負担方法	
第1次	S48	47.32	50.40	2.28													①	
	S49	58.41	38.55	3.04														
	S50	57.57	34.04	8.39														
	S51	54.91	31.45	13.64														
第2次	S52	55.20	29.70	10.50	4.60												②	
	S53	49.80	29.20	8.70	10.80	1.20	0.30											
	S54	34.60	24.60	5.10	15.50	1.50	0.40	18.30										
第3次	S55	30.01	23.65	5.21	20.11	3.14	1.08	16.80									②	
	S56	29.08	24.08	4.80	19.18	3.64	1.44	17.78										
	S57	31.04	23.36	4.39	18.28	3.80	1.69	17.44										
第4次	S58	29.38	24.21	4.92	19.56	4.69	1.46	15.78									②	
	S59	29.55	23.16	4.58	19.36	4.80	1.66	16.21	0.68									
	S60	30.28	21.88	4.22	18.17	5.36	1.85	16.61	1.14	0.49								
第5次	S61	29.05	23.87	3.55	15.31	5.63	1.45	19.86	0.72	0.56							③	
	S62	26.81	23.54	3.43	15.67	6.23	1.67	20.60	0.89	1.00	0.16							
	S63	25.32	22.77	3.26	14.97	6.28	2.03	22.77	1.02	1.23	0.35							
第6次	H1	23.12	21.91	3.02	14.29	6.80	2.70	25.06	1.19	1.47	0.43	0.01					③	
	H2	23.39	20.75	2.71	14.12	6.72	3.23	25.56	1.29	1.55	0.53	0.11	0.04					
	H3	21.96	20.17	2.63	14.48	6.62	3.25	27.04	1.32	1.54	0.63	0.32	0.04					
第7次	H4	20.37	18.86	2.23	13.44	6.61	3.87	29.58	1.66	1.90	0.86	0.53	0.08	0.01			③	
	H5	19.61	18.13	2.13	13.17	6.53	4.20	30.73	1.80	1.99	0.97	0.53	0.19	0.02				
	H6	18.26	17.96	2.04	12.85	6.49	4.58	31.85	1.88	2.17	1.04	0.64	0.21	0.03				
第8次	H7	18.46	18.36	2.02	13.38	6.86	4.96	29.47	2.08	2.13	1.14	0.81	0.27	0.04	0.02		③	
	H8	14.98	17.67	1.93	12.67	6.64	4.98	34.33	2.27	2.21	1.10	0.86	0.26	0.03	0.07			
	H9	18.25	16.59	1.73	11.48	6.45	4.77	34.02	2.24	2.11	1.05	0.86	0.25	0.03	0.13	0.04		
第9次	H10	15.51	16.82	1.64	11.93	6.88	4.88	35.32	2.38	2.14	1.07	0.91	0.27	0.03	0.21	0.01	③	
	H11	15.51	15.95	1.60	12.01	6.95	4.67	36.04	2.46	2.07	1.02	1.11	0.31	0.03	0.25	0.02		
	H12	16.09	16.12	1.57	10.43	6.87	4.68	36.71	2.50	2.07	1.01	1.13	0.31	0.12	0.29	0.10		0.00
第10次	H13	15.66	15.40	1.55	12.01	7.07	4.93	35.80	2.43	2.01	1.02	1.10	0.31	0.22	0.34	0.14	0.01	③
	H14	15.50	15.10	1.53	12.13	7.44	5.30	34.98	2.45	2.04	1.25	1.06	0.32	0.32	0.38	0.16	0.04	
	H15	16.33	13.85	1.43	12.81	7.53	5.27	34.41	2.63	2.16	1.32	0.91	0.37	0.34	0.38	0.19	0.07	
第11次	H16	15.60	16.31	1.73	12.98	7.48	4.94	32.38	2.55	2.16	1.55	0.91	0.40	0.40	0.35	0.18	0.08	④
	H17	15.62	16.11	1.59	12.59	8.02	5.13	32.51	2.43	2.13	1.43	0.91	0.44	0.43	0.37	0.19	0.10	
	H18	16.59	15.43	1.74	12.45	8.12	5.07	32.68	2.53	2.06	1.44	0.89	0.44	0.45	-	-	0.11	
第12次	H19	16.15	14.75	1.84	12.67	8.24	5.01	34.13	2.54	2.19	1.53	-	0.44	0.51	-	-	-	④
	H20	15.22	15.03	2.00	13.02	8.15	4.81	34.92	2.29	2.07	1.50	-	0.49	0.50	-	-	-	
	H21	16.10	14.51	2.00	11.56	8.14	5.16	35.57	2.35	2.08	1.50	-	0.50	0.53	-	-	-	
(第13次)	H22	15.32	15.07	1.94	12.41	7.95	4.81	35.30	2.42	2.21	1.48	-	0.52	0.57	-	-	-	④
	H23	14.95	14.95	2.18	10.74	7.88	5.26	36.75	2.38	2.26	1.54	-	0.51	0.60	-	-	-	
	H24	15.38	15.24	2.05	11.17	8.00	5.22	35.57	2.42	2.31	1.50	-	0.53	0.61	-	-	-	
(第14次)	H25	14.92	15.09	1.83	12.32	7.61	5.01	35.99	2.43	2.19	1.41	-	0.50	0.70	-	-	-	④
	H26	14.46	15.50	1.89	13.47	7.64	5.13	34.54	2.46	2.27	1.40	-	0.52	0.72	-	-	-	
	H27	14.88	16.13	1.98	11.46	8.09	5.07	34.70	2.48	2.37	1.57	-	0.51	0.76	-	-	-	
(第15次)	H28	14.60	14.25	1.95	12.66	7.97	5.27	35.69	2.39	2.20	1.55	-	0.61	0.86	-	-	-	④
	H29	14.65	13.77	1.94	12.75	8.14	5.63	35.48	2.39	1.99	1.63	-	0.66	0.97	-	-	-	
	H30	14.65	13.77	1.94	12.75	8.14	5.63	35.48	2.39	1.99	1.63	-	0.66	0.97	-	-	-	
(第16次)	R1	14.61	14.16	1.96	13.11	8.05	5.56	35.35	2.35	1.98	1.29	-	0.62	0.96	-	-	-	④
	R2	14.57	14.20	1.93	13.17	8.06	5.95	34.94	2.34	1.94	1.31	-	0.62	0.97	-	-	-	
	R3	16.02	14.96	1.75	10.58	7.43	5.66	35.29	2.30	2.59	1.19	-	0.74	1.49	-	-	-	

注1：令和3年度は、予算上の数値である。

注2：津久井町及び相模湖町は平成18年3月20日に、また、城山町及び藤野町は平成19年3月11日に、それぞれ相模原市と合併した。

【負担方法項目】

- ①：水量単価制 17円/m³
- ②：計画汚水量比率で按分
- ③：実績有収水量比率で按分
- ④：実績下水水量比率で按分
- ⑤：計画下水水量比率で按分（参考値）

5 県及び流域関連市町の費用負担割合の推移

第1次維持管理計画 (昭和48年度～昭和51年度)	第2次維持管理計画 (昭和52年度～昭和54年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 100% 県立替分 <p>利用者負担 100%</p> <p>市町公費負担 0%</p> <p>〔48～51年度は赤字、51～53年度は黒字で、48～50年度は一時立替…先行的経費〕</p> <p>利用者負担単価 17.00</p> <p>※計画策定時は昭和53年度までの6年間を策定期間としていたが経営状況の改善が見られず昭和51年度までで打ち切った。</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 88% [96%] 県立替分 12% [4%] <p>利用者負担 76%</p> <p>市町公費負担 12% [20%]</p> <p>利用者負担単価 25.00</p>
第3次維持管理計画 (昭和55年度～昭和57年度)	第4次維持管理計画 (昭和58年度～昭和60年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 90.5% [97.0%] 県立替分 9.5% [3.0%] <p>利用者負担 81.0%</p> <p>市町公費負担 9.5% [16.0%]</p> <p>利用者負担単価 30.68</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 92.5% [97.0%] 県立替分 7.5% [3.0%] <p>利用者負担 85.0%</p> <p>市町公費負担 7.5% [12.0%]</p> <p>利用者負担単価 39.77</p>
第5次維持管理計画 (昭和61年度～昭和63年度)	第6次維持管理計画 (平成1年度～平成3年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 96.2% [98.8%] 県立替分 3.8% [1.2%] <p>利用者負担 90.4%</p> <p>市町公費負担 5.8% [8.4%]</p> <p>利用者負担単価 40.07</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.7% [100.0%] 県負担 1.3% <p>利用者負担 94.5%</p> <p>市町公費負担 4.2% [5.5%]</p> <p>利用者負担単価 34.60</p>

第7次維持管理計画 (平成4年度～平成6年度)	第8次維持管理計画 (平成7年度～平成9年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.6% <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 93.2% 市町公費負担 5.4% 県負担 1.4% <p>利用者負担単価 33.32</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.6% <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 93.1% 市町公費負担 5.5% 県負担 1.4% <p>利用者負担単価 36.16</p>
第9次維持管理計画 (平成10年度～平成12年度)	第10次維持管理計画 (平成13年度～平成15年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.6% <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 94.6% 市町公費負担 4.0% 県負担 1.4% <p>利用者負担単価 39.38</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.6% <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 94.5% 市町公費負担 4.1% 県負担 1.4% <p>利用者負担単価 32.78</p>
第11次維持管理計画 (平成16年度～平成18年度)	第12次維持管理計画 (平成19年度～平成21年度)
<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.7% <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 94.5% 市町公費負担 4.2% 県負担 1.3% <p>利用者負担単価 30.27</p>	<p>維持管理費 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町負担 98.8% (98.7%) <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 88.1% (94.3%) 市町公費負担 10.7% (4.4%) 県負担 1.2% (1.3%) <p>利用者負担単価 30.06</p> <p>※ () 内は雨天時増水対策費を除いた場合の割合</p>

(参考資料 1)

相模川流域下水道の維持管理に関する原則

相模川流域下水道の維持管理に関する原則

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
- 6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。

附 則

この原則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(参考資料 2)

相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

- 1 本要領は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
 - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
 - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
 - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。なお、負担区分については別紙2のとおりとする。
 - (1) 県負担額

$$= \text{一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額} \\ + \text{水質管理費の公費の1/2の額} \\ + \text{調査研究費の1/2の額} \\ + \text{広報費の1/2の額}$$
 - (2) 関連市町負担総額

$$= \text{負担対象額} - \text{県負担額}$$
- 5 各年度の維持管理負担金は、次の（1）と（2）によりそれぞれ算定した額の合算した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。

(1)直接維持管理費及び間接維持管理費			
{	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \right]$	×	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right]$
+	$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \right]$	×	$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持} \\ \text{管理費負担額} \end{array} \right]$

(2)雨天時増水対策費		
	$\left[\begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right]$	
+	$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{負担額} \end{array} \right]$	

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

(1)直接維持管理費及び間接維持管理費

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{下水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{下水の総流入量（計画・実績）}}$$

(2)雨天時増水対策費

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{雨天時浸入水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{雨天時浸入水の総流入量（計画・実績）}}$$

7 各年度の流入量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定流入量は、相模川流域下水道事業連絡協議会にて定める「相模川流域下水道の維持管理について」により算定した下水量とする。
- (2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1/6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1/4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1/3の額
第 4 期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。
- (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
- (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。

- 9 県は、上記 8 における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。
- 10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
- 11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
- 12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

附 則

この要領は、平成 16 年度から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年度から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年度から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

令和 年度実績流入量について (報告)

令和 年度に相模川流域下水道へ流入した水量の実績は、次のとおりでしたので報告します。

実績流入量	内 訳			
	実績有収水量	実績不明水量	実績合流 雨水量	実績雨天時 浸入水量
m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年	m ³ /年

(問い合わせ先 内)

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 実績有収水量とは、製品として出荷された水量等を除いた後の、流域関連公共下水道に流入するものとして各市町が認定した水量とする。
- 3 実績合流雨水量とは、流域関連公共下水道の合流式処理区域から流域下水道へ流入した雨水として、各市町が測定した水量とする。
- 4 実績雨天時浸入水量とは、雨天時に流域関連公共下水道の分流式処理区域から流域下水道へ流入した雨水として、各市町が測定した水量とする。
- 5 本報告書は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。

○ 維持管理費の負担区分について

1. 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担とする。

(1) 業務管理費

流域下水道の維持管理における処理場運転等の直接維持管理を行う、県職員及び公社職員の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流式処理区域からの雨水（以下、「合流雨水」という。）及び分流式処理区域からの雨天時浸入水（以下、「雨天時浸入水」という）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(2) 処理場費

処理場等の水処理、汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用である。汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用については、私費（利用者）負担とし、水処理に係る費用については下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）ごとに次のとおりとする。

(ア) 有収水量に係る費用負担

a 一般排水に係る費用負担

汚水に係る維持管理費については、下水道財政研究委員会の第1次委員会提言以降、私費（利用者）負担の原則が確立され、かつ実際にも定着してきている。またこれらの費用は、利用者によって生じる費用であることから、受益者負担の原則により使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

b 特定排水に係る費用負担

下水道に排出される汚水を、一般排水と特定排水とに区分する考え方は、昭和48年の第3次下水道財政研究委員会において提唱された考え方であり、この考え方は昭和60年の第5次下水道財政研究委員会の提言にも引き継がれている。

この考え方に基づき特定排水とは、企業活動に伴い工場・事業所等から下水道に排出される汚水のうち、一般家庭の通常的生活排水の実態や生活関連業種の実情等に留意して区分された、一定量以上の部分をいうものとして定義づけることとし、一般排水と同様に受益者負担の原則に基づき、使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

c 区域外流入水に係る費用負担

区域外流入とは、下水道法第9条第1項に規定する供用開始の公示がなされていない区域から、同法第24条第1項に規定する許可を受けて流入する汚水であることから、一般排水及び特定排水に係る費用と同様に、受益者負担の原則に基づき私費（利用者）負担とする。

(イ) 不明水に係る費用負担

不明水とは、処理場における汚水処理量から、下水道使用料の対象となるものとして下水道管理者が認定した水量（有収水量）を差し引いたものをいう。

この不明水については、総務省通知による一般会計繰出基準において、整備計画時に見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費については、公費支出が認められているので、整備計画時の地下水量分を私費（利用者）負担とし、これを超える分の不明水を市町公費負担とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{利用者} \\ \text{負担分} \\ \text{比率} \end{array} = \frac{\text{全体計画地下水量（日平均）}}{\text{全体計画有収水量（日平均）}} \times 100 \right]$$

(ウ) 合流式処理区域からの雨水に係る費用負担

雨水は合流式処理区域からの流入であり、構造的に処理場に流入することになるため、雨水に係る合流式処理区域を持つ各関連市町の公費負担とする。

(エ) 分流式処理区域からの雨天時浸入水に係る費用負担

雨天時浸入水は、雨天時に分流式処理区域から流入される雨水であるため、市町公費負担とする。

(3) 管渠費

管渠費は、主に管渠の清掃や補修に要する費用である。費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

(4) ポンプ場費

ポンプ場費は、下水を中継するためのポンプ場施設に係る運転管理費等が主な費用であり、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

2. 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

(1) 一般管理費

一般管理費とは、間接的な施設管理や一般事務に要する費用、及び運転管理等の業務を実施するための予算、決算経理、物品購入、水質管理、財産管理等を行う県職員や公社職員等の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

また、神奈川県下水道公社は、「流域下水道維持管理の受託」のほか「下水道技術に関する調査研究」及び「下水道知識の普及」等の業務を行い、県及び市町の下水道事業等に協力することを本来の目的としていることから、その適正な運営の増進に寄与するため、下水道公社の常勤役員報酬は、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(2) 水質管理費

水質管理に係る費用は、処理場の水質測定に要する費用、悪質下水による下水道施設の損傷防止のために要する費用等である。

これらの費用は、公共用水域の水質を保全するためのものであり、全て私費（利用者）に帰すべきものではないと考えられるため、私費（利用者）と市町公費によって、それぞれ1/2ずつ負担することが適当と考えられる。しかしながら、県は流域下水道管理者として下水道法第8条の規定により処理場からの放流水の水質確保が義務付けられているため、県と関連市町の共同業務として市町公費負担分について、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(3) 調査研究費

(ア) 調査研究費

下水処理に関する調査、研究は、今後の水処理及び汚泥の処理処分や有効利用等に寄与するものとして原則として市町公費負担とするが、調査、研究の内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(イ) 放流先等の影響（水質）調査

処理場から処理水を公共用水域に放流した結果の影響調査である。この調査は下水道事業全般にわたり、また私費（利用者）に帰すべき費用ではないため、県と市町で1/2ずつ

つの公費負担とする。

(4) 広報費

下水道整備の目的である浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の実現に向け、より円滑な事業の推進に資するための啓発をはかるために実施する広報活動は、公共下水道管理者である市町が一般行政施策として実施するものであると考えられるが、その内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(5) 事業対策費

(ア) 処理場及び汚泥貯留地所在地負担金

流域下水道の処理場及び相模川汚泥貯留地は、各市町の処理場及び貯留地を集約したものと考えられ、地元対応は所在市が行うことになるが、これに係る経費は私費（利用者）負担とする。

(イ) 処理場及び汚泥貯留地の上部利用に係る費用

これに係る経費については、私費（利用者）負担とする。

(6) 予備費

大地震による被災時の応急復旧即応費、下水処理施設の緊急故障等に伴う復旧費処理施設運転におけるユーティリティ（電気料、燃料費等）の急騰に伴う予算充当費、及びその他、突発的な事故等、不測の事態への緊急対応費のための積立金として積立てる。なお、費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

3. 雨天時増水対策費の費用負担

雨天時増水対策費は、雨天時浸入水による溢水事故の防止、処理場施設の機能保全、放流先水域の水質保全に係る費用であるが、本来、雨天時浸入水削減対策は市町の責務であるため、費用負担については、市町公費負担とする。

相模川流域下水道の維持管理について
(令和4年度～令和7年度)

令和4年 月発行

発行者 相模川流域下水道事業連絡協議会事務局
(神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課流域下水道グループ)
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588
電話 (045) 210-6453 (直通)